

## 平成24年度 経営診断受診促進事業について

公益社団法人 全日本トラック協会

### 1. 事業の趣旨

様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等による「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施し、診断費用の一部を助成する。さらに、「総合的な経営診断(ステップ1)」の結果をベースに、経営改善に係る助言を行う「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

### 2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。

「総合的な経営診断(ステップ1)」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談(ステップ2)」を実施する。

### 3. 診断費用

- ・総合的な経営診断(ステップ1) 16万円(税別)
- ・経営改善相談(ステップ2) 5万円(税別)※診断士の交通費は別途

### 4. 助成金額

- ・総合的な経営診断(ステップ1)  
診断費用の2分の1(税別) 8万円を上限とする。  
※各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。
- ・経営改善相談(ステップ2)  
全ト協助成金額はなし(全額事業者負担とする)

### 5. 助成要件

全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

6. 助成対象数 30社

7. 助成金予算 240万円

### 8. 申請受付期間

平成24年7月17日(火)～平成25年2月28日(木)※予算枠に達した場合は、その時点で申請を締め切る。

9. 申請書類 経営診断受診申込書

10. 申請先 各都道府県トラック協会

## 経営診断受診促進事業のスキーム

### 1. 総合的な経営診断（ステップ1）

専門家を派遣して総合的な経営診断を実施し、経営実態の把握と課題抽出等を図る

- ・診断受付数 年間 30社
- ・診断費用 16万円(消費税別) ※別途交通費(現地出張調査費)必要
  - ・全ト協が診断費用の1/2 (8万円上限)を助成
  - ・都道府県ト協がさらに助成することは妨げない
- ・診断士 全ト協の推薦のある者、又は、県ト協の推薦のある者



標準経営診断（診断書を発行）

### 2. 経営改善相談（ステップ2）

全ト協に相談窓口を設置し、上記「標準経営診断書」をベースに、トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家により経営改善に係る助言を行う

- ・相談対象者 上記1.「総合的な経営診断」の受診者
- ・相談方法等 相談日を定め、完全予約制で実施  
(ステップ1を診断した診断士が相談に応じる)
- ・相談場所 全ト協会議室(※相談場所については、別途協議可)
- ・相談費用 5万円(消費税別)



助言を行い、経営改善提案（改善提案書を発行）

# 平成24年度 経営診断受診促進事業「総合的な経営診断(ステップ1)」の概要

公益社団法人 全日本トラック協会

## 1. 事業の趣旨

自社の経営改善や事業継続等、様々な経営課題を抱える会員事業者の相談ニーズに対応するため、「総合的な経営診断(ステップ1)」を実施し、中小企業の経営改善促進と会員サービスの向上を図るための支援を行う。

## 2. 事業の内容

経営改善に取り組む事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な総合的な経営診断を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。

## 3. 助成要件

中小企業診断士等が実施する全ト協標準経営診断システムによる総合的な経営診断を受診すること。

## 4. 助成金額

診断費用の2分の1(税別) 8万円を上限とする。

※中小企業診断士等の出張費用は事業者負担とする。

※各都道府県トラック協会による協調助成は任意とする。

## 5. 助成対象数

30社

## 6. 助成金予算

240万円

## 7. 申請受付期間

平成24年7月17日(火)～平成25年2月28日(木)

※予算枠に達した場合は、その時点で申請を締め切る。

## 8. 申請書類

経営診断受診申込書

経営診断受診促進助成金交付請求書

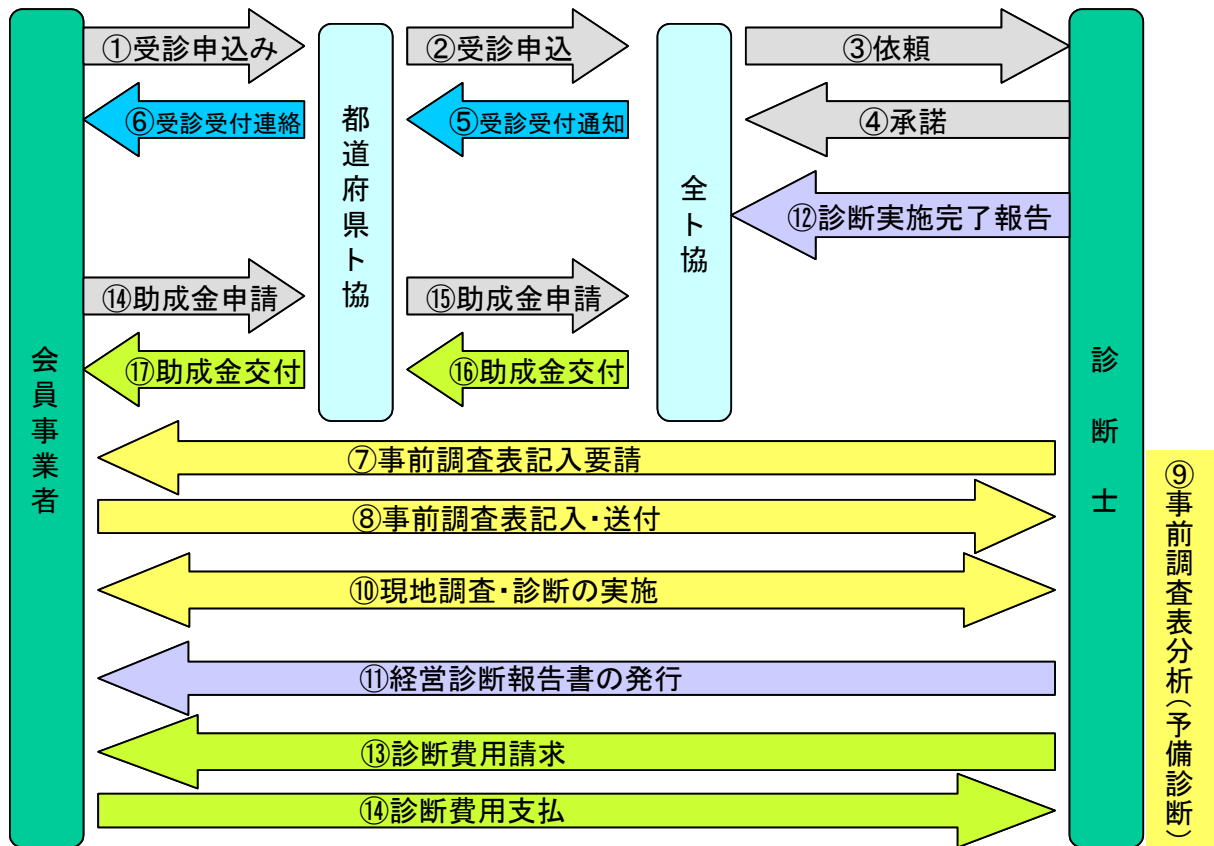
## 9. 申請先

各都道府県トラック協会

## 10. 助成金 交付時期

助成交付決定通知日の翌月末日とする。

11. 手続き等の流れ  
以下の通り



平成24年度 経営診断受診促進事業「経営改善相談(ステップ2)」の概要  
公益社団法人 全日本トラック協会

**1. 相談対象者**

「総合的な経営診断(ステップ1)」の受診者

**2. 申込受付期間**

平成24年7月17日(火)から平成25年2月28日(木)

**3. 申込先**

「総合的な経営診断(ステップ1)」の申し込みをした、都道府県トラック協会

**4. 相談場所**

相談場所は、原則、全日本トラック協会・会議室とする。

(相談場所については別途協議も可能。)

(申請事業者が相談場所へ行くための交通費は、各自負担とする。)

**5. 申込のスキーム**

- ・「経営改善相談」を希望する事業者は、県ト協に「経営改善相談申込書」【別添1】を提出する。
- ・県ト協は全ト協に「経営改善相談申込書(ステップ2)」【別添2】を送付する。
- ・全ト協は「経営改善相談申込書(ステップ2)」【別添2】に基づき、診断士へ診断を依頼し、承諾を受けた後、県ト協に受診を受付けた旨の連絡を行う。
- ・連絡を受けた県ト協は、事業者を受診を受付けた旨の連絡を行う。
- ・診断士は、受診者と日程調整を行い、確定次第、受診者と全ト協に対して相談日時決定の旨の連絡を行う。
- ・診断士は、経営改善相談終了後、相談内容についてレポート(改善提案書)を作成し、事業者・全ト協に対して報告を行う。
- ・診断費用は、50,000円(税別)とし、診断士が事業者に対して直接請求する。

**6. その他**

「経営改善相談」を行う診断士は、ステップ1を診断した者と同一とする。

## 7. 手続きの流れ

・以下の通り

